



AIZU/TOKUSHIMA

令和5年度第1回徳島県
東部地域医療構想調整会議

資料2

令和5年7月28日

紹介受診重点医療機関の選定について

徳島県保健福祉部医療政策課

外来医療の機能の明確化・連携に係る 制度の概要等について

外来医療の機能の明確化・連携

1. 外来医療の課題

- 患者の医療機関の選択に当たり、外来機能の情報が十分得られず、また、患者にいわゆる大病院志向がある中、一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じている。
- 人口減少や高齢化、外来医療の高度化等が進む中、かかりつけ医機能の強化とともに、外来機能の明確化・連携を進めていく必要。

2. 改革の方向性

- 地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を地域で進めるため、
 - ① 医療機関が都道府県に外来医療の実施状況を報告（外来機能報告）する。
 - ② ①の外来機能報告を踏まえ、「地域の協議の場」において、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議を行う。
- ①・②において、協議促進や患者の分かりやすさの観点から、「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関（紹介受診重点医療機関）を明確化
 - ・ 医療機関が外来機能報告の中で報告し、国の示す基準を参考にして、地域の協議の場で確認することにより決定

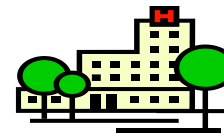
➡ 患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師働き方改革に寄与

かかりつけ医機能を担う医療機関



かかりつけ医機能の強化
(好事例の収集、横展開等)

紹介受診重点医療機関



病院の外来患者の待ち時間の短縮、勤務医の外来負担の軽減、医師働き方改革

紹介

逆紹介

外来機能報告、「地域の協議の場」での協議、紹介患者への外来を基本とする医療機関の明確化

〈「医療資源を重点的に活用する外来」〉

- 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来（悪性腫瘍手術の前後の外来 など）
- 高額等の医療機器・設備を必要とする外来（外来化学療法、外来放射線治療 など）
- 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来 など）

外来機能報告

医療法第30条の18の2及び第30条の18の3の規定に基づき、**地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、医療機関の管理者が**外来医療の実施状況等を都道府県知事に報告をするもの**。令和3年5月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第49号)が成立・公布され、医療法に新たに規定された(令和4年4月1日施行)。

参考：医療法(一部抜粋)

第30条の18の2 **病床機能報告対象病院等であつて外来医療を提供するもの**(以下この条において「外来機能報告対象病院等」という。)**の管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該外来機能報告対象病院等の所在地の**都道府県知事に報告しなければならない**。

第30条の18の3 **患者を入院させるための施設を有しない診療所**(以下この条において「**無床診療所**」という。)**の管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該無床診療所の所在地の**都道府県知事に報告することができる**。

目的

- 「紹介受診重点医療機関(医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関)」の明確化
- 地域の外来機能の明確化・連携の推進

患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師の働き方改革に寄与。

報告項目

- (1) **医療資源を重点的に活用する外来の実施状況**
- (2) 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- (3) **地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項**
紹介・逆紹介の状況、外来における人材の配置状況、外来・在宅医療・地域連携の実施状況(生活習慣病管理料や在宅時医学総合管理料等の算定件数)等

「地域の協議の場」での議論に活用。令和4年度については、外来機能報告等の施行初年度であるため、紹介受診重点医療機関の明確化に資する協議を中心に行う。

対象医療機関

義務： 病院・有床診療所
任意： 無床診療所

報告頻度

年1回
(10～11月に報告を実施)

医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)

- 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
例) 悪性腫瘍手術の前後の外来
- 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
例) 外来化学療法、外来放射線治療
- 特定の領域に特化した機能を有する外来
例) 紹介患者に対する外来

※詳細は次ページ

紹介受診重点医療機関の基準

意向はあるが基準を満たさない場合

上記の外来の件数の占める割合が

- ・ 初診の外来件数の40%以上
- かつ
- ・ 再診の外来件数の25%以上

参考にする紹介率・逆紹介率の水準

- ・ 紹介率50%以上
- かつ
- ・ 逆紹介率40%以上

○「医療資源を重点的に活用する外来」(重点外来)は、以下の類型①～③のいずれかの機能を有する外来とする。

① 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来

次のいずれかに該当した入院を「医療資源を重点的に活用する入院」とし、その前後30日間の外来の受診を、類型①に該当する「重点外来」を受診したものとする。(例:がんの手術のために入院する患者が術前の説明・検査や術後のフォローアップを外来で受けた等)

- Kコード(手術)を算定
- Jコード(処置)のうちDPC入院で出来高算定できるもの(※1)を算定
※1: 6000cm²以上の熱傷処置、慢性維持透析、体幹ギプス固定等、1000点以上のもの
- Lコード(麻酔)を算定
- DPC算定病床の入院料区分
- 短期滞在手術等基本料2、3を算定

② 高額等の医療機器・設備を必要とする外来

次のいずれかに該当した外来の受診を、類型②に該当する「重点外来」を受診したものとする。

- 外来化学療法加算を算定
- 外来放射線治療加算を算定
- 短期滞在手術等基本料1を算定
- Dコード(検査)、Eコード(画像診断)、Jコード(処置)のうち地域包括診療料において包括範囲外とされているもの(※2)を算定
※2: 脳誘発電位検査、CT撮影等、550点以上のもの
- Kコード(手術)を算定
- Nコード(病理)を算定

③ 特定の領域に特化した機能を有する外来(紹介患者に対する外来等)

次の外来の受診を、類型③に該当する「重点外来」を受診したものとする。

- 診療情報提供料 I を算定した30日以内に別の医療機関を受診した場合、当該「別の医療機関」の外来

紹介受診重点医療機関について

○ 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関（紹介受診重点医療機関）を明確化する。

① 外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、

② 「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。

※ 紹介受診重点医療機関（一般病床200床以上の病院に限る。）は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

【外来機能報告】

○ 「医療資源を重点的に活用する外来（重点外来）」等の実施状況

- ・ 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
- ・ 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
- ・ 特定の領域に特化した機能を有する外来

○ 紹介・逆紹介の状況

○ 紹介受診重点医療機関となる意向の有無

○ その他、地域の協議の場における外来機能の明確化・連携の推進のための必要な事項

【地域の協議の場】

① 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準（※）を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考にしつつ協議を行う。

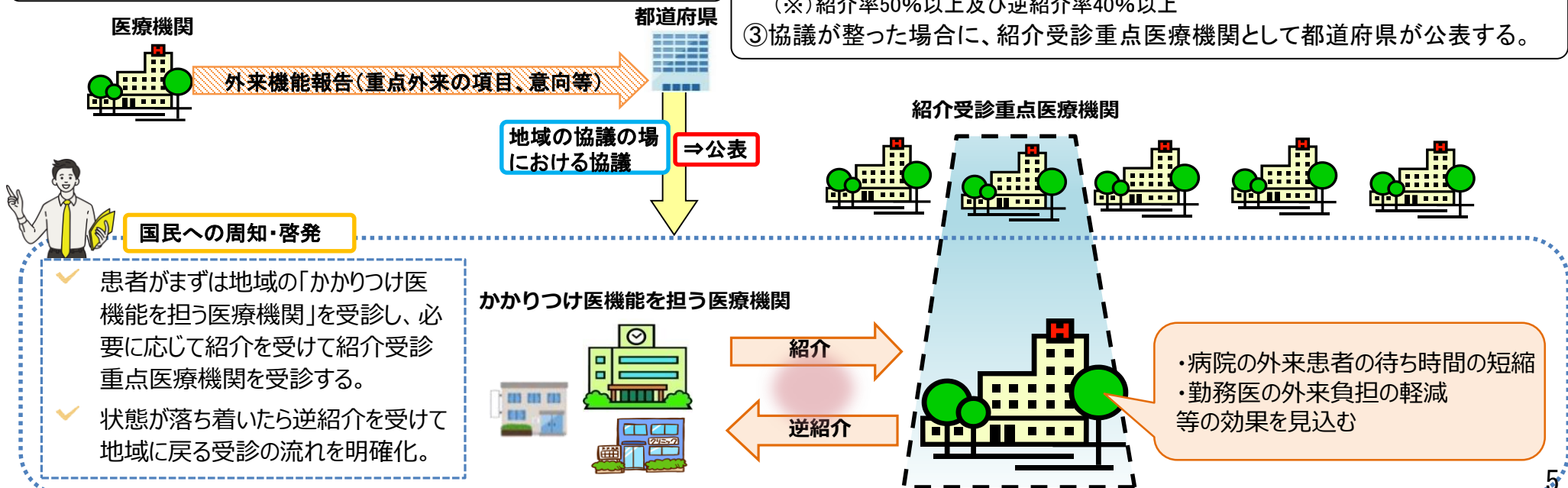
（※）初診に占める重点外来の割合40%以上 かつ

再診に占める重点外来の割合25%以上

② 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たさない医療機関であっても、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、紹介率・逆紹介率等（※）を活用して協議を行う。

（※）紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上

③ 協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。



地域医療支援病院と紹介受診重点医療機関の比較

	地域医療支援病院	紹介受診重点医療機関
制度の趣旨	医療施設機能の体系化の一環として、 <u>医師の少ない地域を支援する役割</u> を担い、 <u>紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施</u> 等を行い、 <u>かかりつけ医等への支援を通じて地域医療の確保を図る病院</u> （都道府県知事が個別に承認）	患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目し、「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関として、「 <u>紹介受診重点医療機関</u> 」を明確化したもの（地域の協議の場の結果をとりまとめ公表）
主な役割	・ <u>紹介患者に対する医療の提供</u>（かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む） ・ 医療機器の共同利用の実施 ・ 救急医療の提供 ・ 地域の医療従事者に対する研修の実施	以下に示す、「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う ① 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来 ② 高額等の医療機器・設備を必要とする外来 ③ 特定の領域に特化した機能を有する外来（<u>紹介患者に対する外来等</u>）
要件	・ 紹介患者中心の医療を提供していること ① 紹介率80%以上 ② 紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上 ③ 紹介率50%以上かつ逆紹介率70%以上 ・ 救急医療を提供する能力を有する ・ 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保している ・ 地域医療従事者に対する研修を行っている ・ <u>原則200床以上</u> 等 （開設主体） 原則として国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人 等	・ 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準（※）、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向、紹介率・逆紹介率（※※）等を参考にしつつ協議を行い、協議が整った場合、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表 （※）初診に占める重点外来の割合40%以上 かつ 再診に占める重点外来の割合25%以上 （※※）紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上 ・ 特定機能病院や地域医療支援病院についても、医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たし、医療機関の意向と地域の協議の場での結論が一致した場合、紹介受診重点医療機関として広告することは可能。
根拠法・通知等	・ 医療法（平成9年改正） ・ 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（令和3年3月局長通知）	・ 医療法（令和3年改正） ・ 外来機能報告等に関するガイドライン（令和4年3月）
医療機関数	685（令和4年9月現在）	未定

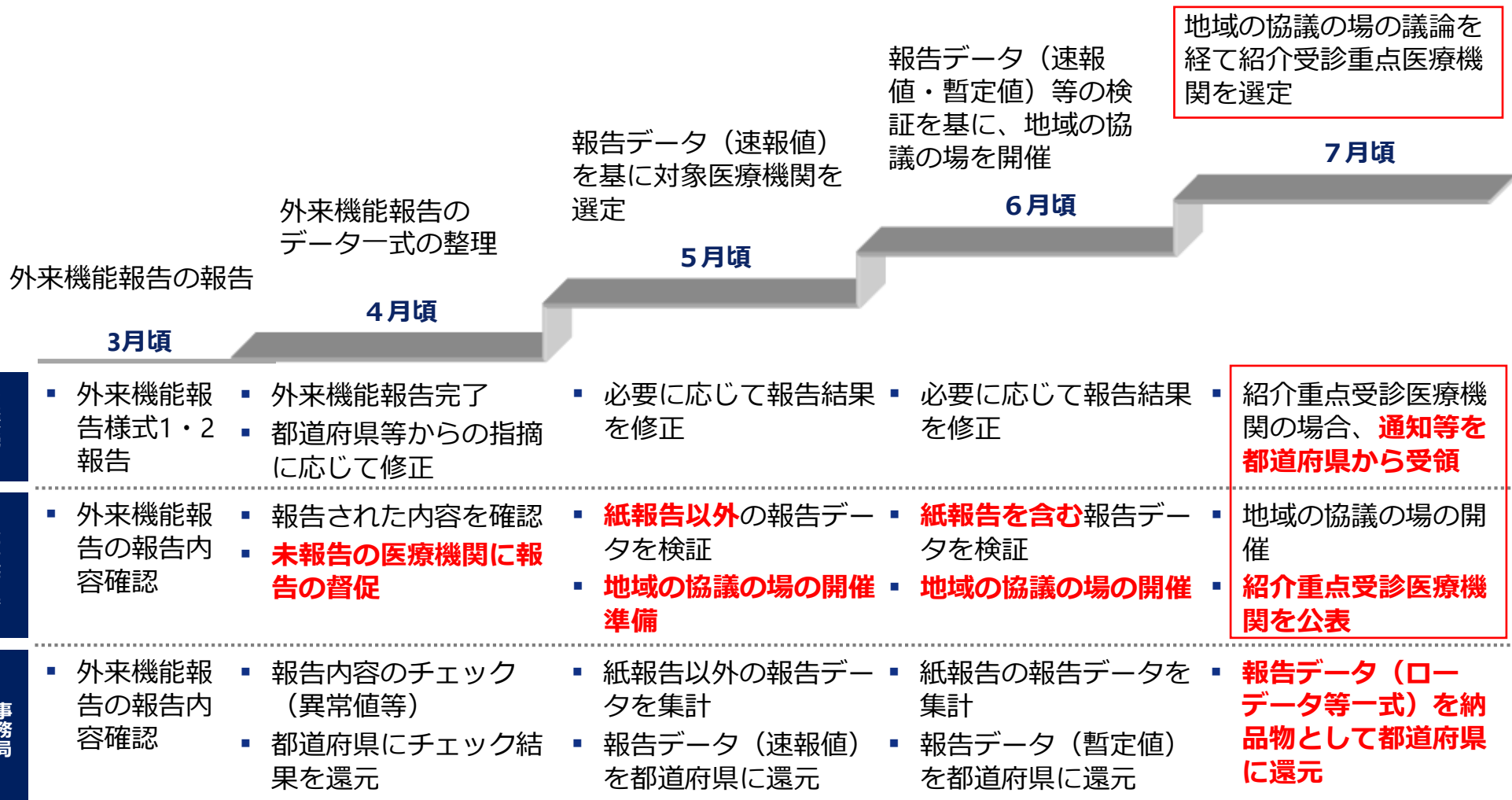
今後のスケジュールについて(2/2):詳細スケジュール (イメージ)

報告期間及び督促機関

データの検証

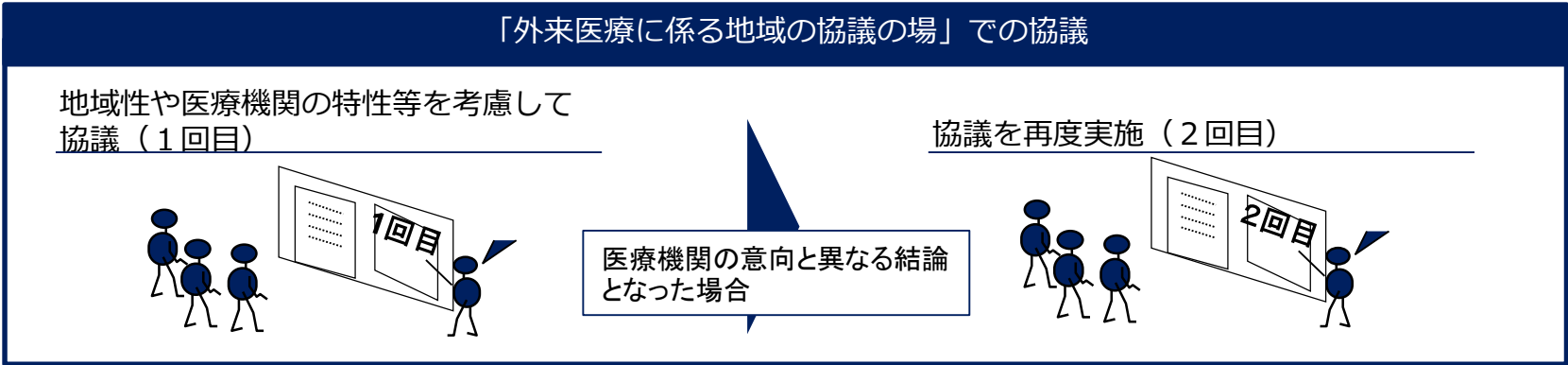
地域の協議の場の開催

地域の協議の場の開催



外来機能報告制度を活用した紹介受診重点医療機関に係る協議の進め方

		意向あり	意向なし
紹介受診重点外来の基準	満たす	1 紹介受診重点医療機関 * 「外来医療に係る地域の協議の場」での確認	2 「外来医療に係る地域の協議の場」での協議
	満たさない	3 「外来医療に係る地域の協議の場」での協議	



【協議を進める上で必要な事項】

- 協議の場における検討については、以下の内容を参考とする。
 - ・ 紹介受診重点外来の基準（初診40%以上かつ再診25%以上）
 - ・ 紹介受診重点医療機関となる意向
 - ・ 紹介率・逆紹介率の水準（紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上）
 - ・ 当該医療機関の機能（特定機能病院、地域医療支援病院、紹介受診重点医療機関 等）
 - ・ 外来医療の実施状況や当該地域の地域性
 - ・ 必要に応じ、医療機関から提出を受けた、紹介受診重点外来の基準と医療機関の意向が合致しない理由書等
- なお、協議の場を行う前に、協議の場での結論の取りまとめ方法について、確認しておくことが望ましい。

協議の場における結果の公表方法について（2/2）

- 都道府県において、紹介受診重点医療機関についてとりまとめた後に、対象医療機関に通知の上、都道府県ホームページに掲載をお願いしたい。
- また、以下の所定の様式（案）*及び掲載先ホームページ(URL)を厚生労働省医政局地域医療計画課あて、併せて報告をお願いする。

紹介重点受診医療機関リスト（イメージ案）*

紹介受診重点医療機関

令和●年●月●日

No 県番号	県名	医療機関名称	医療機関住所	電話番号	公表日	廃止日	保険医療機関コード	備考
1 01	北海道	●●病院	●●●●●●●●●●●●●●●●	XX-XXXX-XXXX	令和●年●月●日		1234567	
2 01	北海道	●●病院	●●●●●●●●●●●●●●●●	XX-XXXX-XXXX	令和●年●月●日		1234567	
3 01	北海道	●●病院	●●●●●●●●●●●●●●●●	XX-XXXX-XXXX	令和●年●月●日	令和●年●月●日	1234567	
4 01	北海道	●●病院	●●●●●●●●●●●●●●●●	XX-XXXX-XXXX	令和●年●月●日	令和●年●月●日	1234567	
5 01	北海道	●●病院	●●●●●●●●●●●●●●●●	XX-XXXX-XXXX	令和●年●月●日		1234567	

※様式は情報が確定され次第お送りする予定
※現在、調整中の内容も含むため取り扱いに留意すること

紹介状なしで受診する場合等の定額負担の見直し①

➤ 外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進する観点から、紹介状なしで受診した患者等から定額負担を徴収する責務がある医療機関の対象範囲を見直すとともに、当該医療機関における定額負担の対象患者について、その診療に係る保険給付範囲及び定額負担の額等を見直す。

現行制度	見直し後
[対象病院] ・ 特定機能病院 ・ 地域医療支援病院（一般病床200床以上に限る） ※上記以外の一般病床200床以上の病院については、選定療養として特別の料金を徴収することができる [定額負担の額] ・ 初診：医科 5,000円、 歯科 3,000円 ・ 再診：医科 2,500円、 歯科 1,500円	[対象病院] ・ 特定機能病院 ・ 地域医療支援病院（一般病床200床以上に限る） ・ 紹介受診重点医療機関（一般病床200床以上に限る） ※上記以外の一般病床200床以上の病院については、選定療養として特別の料金を徴収することができる [定額負担の額] ・ 初診：医科 7,000円、 歯科 5,000円 ・ 再診：医科 3,000円、 歯科 1,900円 [保険給付範囲からの控除] 外来機能の明確化のための例外的・限定的な取扱いとして、定額負担を求める患者（あえて紹介状なしで受診する患者等）の初診・再診について、以下の点数を保険給付範囲から控除 ・ 初診：医科 200点、 歯科 200点 ・ 再診：医科 50点、 歯科 40点

(例) 医科初診・選定療養費7,000円・患者負担3,000円の場合の医療費

現行制度	見直し後								
<table><tr><td colspan="2">定額負担 5,000円</td></tr><tr><td>医療保険から支給（選定療養費） 7,000円</td><td>患者負担 3,000円</td></tr></table>	定額負担 5,000円		医療保険から支給（選定療養費） 7,000円	患者負担 3,000円	<table><tr><td colspan="2">定額負担 7,000円</td></tr><tr><td>医療保険から支給（選定療養費） 5,600円 (=7,000円-2,000円×0.7)</td><td>患者負担 2,400円 (=3,000円-2,000円×0.3)</td></tr></table>	定額負担 7,000円		医療保険から支給（選定療養費） 5,600円 (=7,000円-2,000円×0.7)	患者負担 2,400円 (=3,000円-2,000円×0.3)
定額負担 5,000円									
医療保険から支給（選定療養費） 7,000円	患者負担 3,000円								
定額負担 7,000円									
医療保険から支給（選定療養費） 5,600円 (=7,000円-2,000円×0.7)	患者負担 2,400円 (=3,000円-2,000円×0.3)								

[施行日等] **令和4年10月1日から施行・適用。**また、新たに紹介受診重点医療機関となってから6か月の経過措置を設ける。

紹介受診重点医療機関における入院診療の評価の新設

- 「紹介受診重点医療機関」において、入院機能の強化や勤務医の外来負担の軽減等が推進され、入院医療の質が向上することを踏まえ、当該入院医療について新たな評価を行う。

(新) 紹介受診重点医療機関入院診療加算 800点(入院初日)

[算定要件]

- (1) 外来機能報告対象病院等（医療法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県により公表されたものに限り、一般病床の数が200未満であるものを除く。）である保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、紹介受診重点医療機関入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。
- (2) 区分番号A204に掲げる地域医療支援病院入院診療加算は別に算定できない。

紹介受診重点医療機関とかかりつけ医機能を有する医療機関の連携の推進

連携強化診療情報提供料の新設

- 外来医療の機能分化及び医療機関間の連携を推進する観点から、診療情報提供料（Ⅲ）について、
- 名称を「連携強化診療情報提供料」に変更し、かかりつけ医機能を有する医療機関等が、診療情報を提供した場合について、算定上限回数を変更する。
 - 「紹介受診重点医療機関」において、地域の診療所等から紹介された患者について診療情報を提供した場合についても、新たに評価を行う。

現行

【診療情報提供料（Ⅲ）】 150点

[算定要件]

他の保険医療機関から紹介された患者について、他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1回に限り算定する。

[対象患者]

- 1 かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関から紹介された患者
- 2 かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関において、他の保険医療機関から紹介された患者

改定後

(改) 【連携強化診療情報提供料】 150点

[算定要件]

他の保険医療機関から紹介された患者について、他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定する。

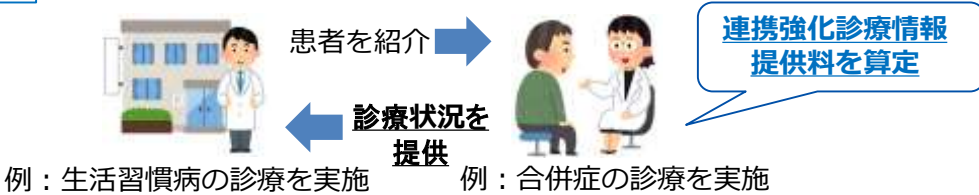
[対象患者]

- 1 かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関から紹介された患者
- 2 紹介受診重点医療機関において、200床未満の病院又は診療所から紹介された患者
- 3 かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関において、他の保険医療機関から紹介された患者

(新)

地域の診療所等

紹介受診重点医療機関



主なポイントのまとめ①

■ 外来医療の機能分化を推進する必要性

- ・一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じていることへの対応が必要
- ・「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う「紹介受診重点医療機関」を明確化させ、「かかりつけ医機能を担う医療機関」との機能分化が必要

■ 紹介受診重点医療機関の選定・公表

- ・令和4年度より新たに開始された「外来機能報告（※）」の結果に基づき、「地域の協議の場（地域医療構想調整会議の活用可）」で協議を行い選定
 - （※）重点外来の実施状況、医療機関の意向の有無 等
- ・選定に当たっては、医療機関の「意向が第一」であるが、基準（※）の適合状況等を踏まえ議論を行うことが必要
 - （※）初診に占める重点外来の割合40%以上 かつ 再診に占める重点外来の割合25%以上
- ・「特定機能病院」や「地域医療支援病院」も紹介受診重点医療機関となることは可能
- ・協議が整った医療機関については、**県が公表**

主なポイントのまとめ②

■令和4年度の診療報酬の改定

- ・「紹介状なし」で受診した患者等から「定額負担を徴収する責務」がある医療機関に紹介受診重点医療機関（一般病床200床以上に限る）を追加
- ・紹介受診重点医療機関の機能を評価するため、新たに「紹介受診重点医療機関入院診療加算（800点）（※）」を新設
 - （※）一般病床数が200床未満の医療機関を除く
 - （※）「特定機能病院入院基本料」や「地域医療支援病院入院診療加算」は別に算定できない
- ・「連携強化診療情報提供料（旧：診療情報提供料Ⅲ）」について、算定上限回数を変更（3月に1回⇒月1回）するとともに、紹介受診重点医療機関が地域の診療所等から紹介された患者の診療情報を提供した場合に新たに評価を実施（150点）
 - ⇒「特定機能病院」や「地域医療支援病院」が紹介受診重点医療機関になった場合、紹介元の「かかりつけ医機能」に係る施設基準の届け出の有無に関係なく算定が可能

今後のスケジュールについて

- R5.7中～下旬 ■ 紹介受診重点医療機関の選定
- ・ 西部地域医療構想調整会議（7/14）
 - ・ 南部地域医療構想調整会議（7/20）
 - ・ 東部地域医療構想調整会議（7/28）
- R5.7下旬 ■ 協議結果の報告
- ・ 国及び紹介受診重点医療機関となる医療機関へ通知
※公表する医療機関名、公表日、公表場所 等
- R5.8.1(予定) ■ 県が紹介受診重点医療機関を公表
- ・ 県ホームページに紹介受診重点医療機関リストを掲載
 - ・ 国及び該当医療機関へ公表した旨を通知

※以降、「年に1回」の外来機能報告の結果に基づき、調整会議での協議を踏まえ、紹介受診重点医療機関の追加・削除を実施

東部医療圏における 「紹介受診重点医療機関」の選定について

令和4年度「外来機能報告」の結果

① 基準を満たし、意向がある医療機関

	医療機関名	病床数	基準 (初診40%以上かつ再診25%以上)	参考値 (紹介率50%かつ逆紹介率40%以上)	意向	備考
1	徳島大学病院	643	○ (初診76.5% 再診29.6%)	○ (紹介率78.1% 逆紹介率68.6%)	○	特定機能病院
2	徳島県立中央病院	390	○ (初診63.2% 再診45.2%)	○ (紹介率90.1% 逆紹介率204.5%)	○	地域医療支援病院
3	徳島市民病院	335	○ (初診73.1% 再診38.6%)	○ (紹介率85.0% 逆紹介率80.6%)	○	地域医療支援病院
4	独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター	310	○ (初診69.0% 再診37.6%)	○ (紹介率79.2% 逆紹介率83.7%)	○	
5	徳島県鳴門病院	307	○ (初診67.1% 再診31.1%)	○ (紹介率73.6% 逆紹介率115.2%)	○	地域医療支援病院
6	吉野川医療センター	290	○ (初診65.8% 再診43.0%)	○ (紹介率87.9% 逆紹介率88.1%)	○	地域医療支援病院
7	川島病院	123	○ (初診59.6% 再診73.2%)	× (紹介率21.4% 逆紹介率36.7%)	○	

② 基準を満たし、意向がない医療機関

	医療機関名	病床数	基準 (初診40%以上かつ再診25%以上)	参考値 (紹介率50%かつ逆紹介率40%以上)	意向	備考
1	リハビリテーション大神子病院	80	○ (初診100.0% 再診100.0%)	× (紹介率50.0% 逆紹介率0%)	×	
2	亀井病院	42	○ (初診43.9% 再診80.9%)	× (紹介率23.2% 逆紹介率48.4%)	×	

③ 基準を満たさず、意向がある医療機関

該当なし